

「教育」と「ケア」の相克

——「幼保一元化」をめぐる——

丹治恭子（立正大学）

はじめに

本報告では、近代日本の就学前保育・教育施設である幼稚園・保育所の二元体制の統合を目指す「幼保一元化」を支える論理ならびに論点について整理する。この作業を通じて得られる知見は、単なる就学前保育・教育の制度改革を超えて、乳幼児期の子育てのあり方を根本的に問い直す契機となるものと考えられる。

1. 「幼保一元化」とはいかなる“問題”か ——二元体制の抱える矛盾

日本の就学前保育・教育制度である幼稚園・保育所は、近代化の進む明治期、幼稚園は富裕層の教育機関として、保育所は貧困層の就労支援・児童保護の施設として誕生した。明治期の幼稚園・保育所は、階級の分化を前提としつつ、「教育」機能と「ケア（保護・養護）」機能それぞれを担う施設として設立されたのである。

その後、この二元制度のあり方については、保育の実践場面や子どもの育ちの視点からくり返し批判がなされるようになる。この批判のポイントとは、「教育」と「ケア（養護）」との不可分性である。

例えば、第二次世界大戦後の保育制度成立時に、教育関係者の団体であった「日本教育会」がまとめた「幼児保育刷新方策（案）」では、「従来の幼稚園、託児所、保育所等は夫々異なる設立趣旨、沿革を持つとは云へ、実際には凡てのものが教育と養護との両機能を持つ」ことが述べられ、これを根拠に「幼

保一元化」が求められている。乳幼児の実際の保育場面において、「教育」と「ケア（養護）」が分離不可能であることが、二元体制解消の根拠とされているのである。

同様の傾向は、1963 年に出された文部省・厚生省の共同通達「幼稚園と保育所の関係について」にもみられる。この通達では、「幼稚園は幼児に対し、学校教育を施すことを目的とし、保育所は「保育に欠ける児童」の保育（この場合幼児の保育については、教育に関する事項を含み保育と分離することはできない。）を行うことを、その目的とするもので、両者は明らかに機能を異にするものである。」と記されている。ここでは、「教育」施設としての幼稚園、「保育（本報告での「養護（ケア）」）」を行う保育所というように、両者の目的・役割の違いを二元体制の根拠として強調する一方で、その違い自体が乳幼児の育ちにとっては分離不可能なものであるという矛盾を示している。

このように、近代日本における幼稚園・保育所の二元体制は、「教育／ケア（養護）」という、乳幼児の保育においては分離の難しい二つの機能をそれぞれの施設の根幹に据えながら二元体制を維持する、という矛盾を抱えた施設であることがくり返し指摘されてきた。

2. 「幼保一元化」をめぐる理論的課題

幼稚園・保育所の二元体制の基盤となる「教育」と「ケア（養護）」概念の相克は、その後も存在し続けたが、1970 年代以降、

新たな論点が生じるようになった。その一つが「教育」「ケア」の主体について、もう一つが担い手についてである。

2-1. 「教育」「ケア」概念をめぐる相克

「教育」と「ケア（養護）」という二つの機能が、保育実践や子どもの育ちの点から見て不可分であることは先に述べたが、この両者の機能統合に際しては、他にも論理矛盾が生じることになる。

実際に、1970年代から顕著な潮流となりつつあるケアに関する研究からは、この「教育」と「ケア（養護）」行為における主体に関する対立構造が見出せる。

ケア研究の領域では、「ケア」において中心となるのは、要求の主体となる当事者であるとされており（上野 2011）、幼稚園・保育所における乳幼児が「当事者」となる。その一方、乳幼児施設のもう一つの柱である「教育」は、教育の担い手を主体とするパターンリスティックな概念であるとされている（広田 2009）。こうした前提に立つと、「幼保一元化」された施設における「ケア」と「教育」の実施の際には、常に「ケアを受ける」「教育を行う」主体同士の葛藤は避けられないことになる。したがって、「幼保一元化」は、この「教育」「ケア」という二つの行為の対立・相克を超える論理なしには成立しえないものとなる。

2-2. 「教育」「ケア」の担い手をめぐる相克

もう一つは、「教育」「ケア」の担い手をめぐる論点である。

1990年代以降、少子化対策が社会的な課題として認識されるようになると、幼稚園・保育所も子育て支援（＝少子化対策）施設としての役割が期待されるようになった。

この背景には、出生率の低下とも関わる家族の変化が存在している。近代において「ケ

ア」は、「私」的な場である家族、中でも女性が担うものとされてきたが、専業主婦というケア専従の女性の存在を当然のものとする家族の「崩壊」が進み、家族内でのケアが困難となる状況が生まれた。つまり、「福祉における含み資産」（1978年版厚生白書）として自明のものとされていた家族がケアの担い手としての限界を迎えたのである。こうした家族の限界を受け、「ケアの社会化（脱家族化）」の動きが、政策的に示されるようになった。育児領域における「子育ての社会化」は、その一端といえる。

そして、この動きに伴い、乳幼児施設としては、どこまで「教育」「ケア」を担うかが一つの課題となっている。制度的に義務化されていない就学前施設であるからこそ、保護者・家庭のニーズへの対応が重視され、保護者／施設は「教育」「ケア」をどこまで担うのか、という新たな課題が浮上している。

おわりに

これまでみてきたように、「幼保一元化」は、幼稚園・保育所を統一するという単純な制度改革を超えて、近代に成立し、後期近代における社会変化の中で疲弊した制度を組み直そうとする動きであるとみることができる。そうであるからこそ、ここからは、乳幼児をどこでどのように育てるか、という子育てのあり方そのものを問い直す視点を見出すことができる。

本稿で示したそれぞれの論点は、施設を構想する上で重要な手掛かりとなるが、詳細な検討は今後の課題としたい。

主要参考文献

- 上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学』太田出版。
 広田照幸, 2003, 『教育には何ができないか』春秋社。
 ———, 2009, 『ヒューマニティーズ 教育学』岩波書店。